

大分県報

令和二年
第八五号
三月三日

（火曜日）

目次

病院局管理規程

大分県病院局組織規程の一部改正……………一

告示

青少年に有害な図書等の指定……………一

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………二

指定漁船調書の縦覧……………三

道路区域の変更（五件）……………四

道路の供用開始（四件）……………七

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………九

監査委員告示

大分県監査委員監査基準の制定……………二六

公告

公共測量の実施……………三〇

公共測量の終了……………三〇

令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………三一

○病院局管理規程

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三日

大分県病院局長 田代英哉

大分県病院局管理規程第一号

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程

大分県病院局組織規程（平成十八年大分県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改

正する。

第五条第一項中第四十九号を第五十号とし、第四十八号を第四十九号とし、第四十七号を第四十八号とし、第四十六号の次に次の一号を加える。

四十七 医療秘書室

第五条第二項各号を次のように改める。

一 小児科部

二 第一外科部

三 第二外科部

四 脳神経外科部

五 婦人科部

六 研究部

七 外来化学療法室

八 がん登録室

九 緩和ケアセンター

十 がん相談支援センター

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

○告示

大分県告示第二百二十三号

次の図書等は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十一条第二項の規定により、これを有害図書等に指定した。

令和二年三月三日

大分県知事 廣瀬 貞

指定年月日	種類	名	称	発行所名等	指定理由
令二・二・一八	雑誌	裏モノJAPAN	三月号	(株)鉄人社	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそ

令和二年三月三日

大分県報（病院局管理規程・告示）

〃	雑誌	実話ナツクルズ 月刊三月号	(株)大洋図書	れがある。 著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年に粗暴性若しくは残虐性を植え付け、又は著しく青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがある。
---	----	---------------	---------	--

大分県告示第百二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年三月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニー日田ショッピングセンター

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
外

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
東京都北区赤羽二丁目一番一号

有限会社そびすや
代表取締役 財 津 直 美

日田市大字渡里七十三番地の五

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社サニー

代表取締役 野 田 亨

福岡県福岡市中央区平尾二丁目二十番三十五号

有限会社そびす屋酒店

代表取締役 財 津 功

日田市大字渡里七十三番地の五

変更一 有限会社そびすや

代表取締役 財 津 功

日田市大字渡里七十三番地の五

外一者

変更二 有限会社そびすや

代表取締役 財 津 直 美

日田市大字渡里七十三番地の五

外一者

変更三 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

外一者

変更四 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

外一者

変更五 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 ミツチエル・ウエイン・スレープ

東京都北区赤羽二丁目一番一号

外一者

変更六 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マ

レドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

外一者

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社

職務執行者 ステイブ・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目一番一号

外十二者

変更後 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マ

レドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

外九者

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(1) 平成十九年十二月一日

(2) 平成二十年五月二十五日

(3) 平成二十七年五月十二日

(4) 平成二十七年十一月一日

(5) 平成三十年二月二十四日

(6) 平成三十一年三月十五日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

平成三十一年三月十五日外

二 届出年月日

令和二年一月二十三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年三月三日から同年七月三日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年七月三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百二十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和二年三月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

中津市字小祝五百二十五番地二百三十三

園 日出夫

中津市大字今津二百六十九番地

酒井 助廣

中津市小祝新町二十番地二

田中 浩二

2 加入区

中津市加入区

令和二年三月三日

大分県報（告示）

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和二年三月三日から同月十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 中津市字小祝寺山五百二十五の十

大分県漁業協同組合中津支店事務所

大分県告示第百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の

区域を変更する。

その関係図面は、令和二年三月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて

一般の縦覧に供する。

令和二年三月三日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別		敷地の幅員	延 長
県道久木野 尾尾立線	杵築市山香町大字久木野尾字山伏井 手一三〇九番三六地内	前	後	メートル 六・〇 〽 四・〇	メートル 四七・〇
県道別府一 の宮線	別府市大字東山字片山二五番一から 別府市大字東山字片山三六番一まで	前	後	五二・四 〽 一二・二	一四九・〇
		後	前	六八・四 〽 一二・二	一三四・四

大分県告示第百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の

区域を変更する。

その関係図面は、令和二年三月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて

一般の縦覧に供する。

令和二年三月三日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別		敷地の幅員	延 長
県道佐伯津 久見線	津久見市大字津久見字大道一四七九 番二四八地内	前	後	一七・八 〽 一二・八	一五・〇
	津久見市大字津久見字奥畑一四四七 番二五三地内	前	後	一四・五 〽 九・〇	一六・〇
	津久見市大字上青江字奥山七〇三六 番四九六から	前	後	三〇・〇 〽 二六・〇	一六・〇
	津久見市大字上青江字奥山七〇三六 番四九四まで	前	後	一九・〇 〽 一六・〇	七六・〇
県道津久見 野津線	津久見市大字上青江字奥山七〇三六	前	後	五六・〇 〽 三五・〇	一二四・〇
	津久見市大字津久見字大道一四七九 番二四五まで	前	後	九二・〇 〽 五六・〇	一二四・〇
	津久見市大字津久見字大道一四七九 番二九四から	前	後	五二・〇 〽 四七・〇	一四七・九
	津久見市大字津久見字大道一四七九 番二五八まで	前	後	三五・〇 〽 三四・三	一五・〇

久見線 県道白杵津										久見線 県道四浦日																																																																					
番一から 津久見市大字上青江字奥山七〇三六 番四九四まで					津久見市大字徳浦字勢山八六九番一 から 津久見市大字徳浦字福原八一二番ま で					津久見市大字四浦字東六九九六番六 から 津久見市大字四浦字東六九九六番七 まで					津久見市大字四浦字東六九九六番五 から 津久見市大字四浦字東六九九六番二 まで					津久見市大字四浦字赤穂碓六八二三 番三から 津久見市大字四浦字赤穂碓六八二一 番三まで					津久見市大字四浦字天神ヶ浦五四五 三番から 津久見市大字四浦字天神ヶ浦五四五 〇番二まで					津久見市大字四浦字天神ヶ浦五四五 四番から 津久見市大字四浦字天神ヶ浦五四五 〇番一まで					津久見市大字四浦字大谷二六一九番 一二地内					津久見市大字四浦字大谷二六一九番																																							
後					前					前					後					後					前					前																																																	
五七・〇 〽一九・〇					一一・七 〽七・三					一二・〇 〽八・〇					三八・三 〽一一・〇					四〇・〇 〽一五・〇					八二・〇 〽一五・〇					七・七 〽七・〇					四七・〇 〽九・二					二〇・〇 〽一二・〇																																							
七六・〇					三八・〇					二四・〇					九六・〇					九六・〇					三八・〇					三八・〇					三一・〇																																												
一二から 津久見市大字四浦字大谷二六一九番 四まで										津久見市大字四浦字江ノ浦越四〇六 番二地内										津久見市大字四浦字江ノ浦越四〇六 番一地内										津久見市大字網代字和田三五三七番 三三三番 津久見市大字網代字和田三五三七番 一一から 津久見市大字網代字和田三五三七番 三まで										大分県告示第二百二十八号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の 区域を変更する。 その関係図面は、令和二年三月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて 一般の縦覧に供する。 令和二年三月三日																																							
道路の種類 及び路線名										区間										区域変更 前後別										敷地の幅員										延長										備考																													
一般国道三 八七号										玖珠郡九重町大字菅原字 川底一四五〇番四から 玖珠郡九重町大字菅原字 川底一四五一番四まで										後 A										前 A										メートル 〽六一・九										メートル 〽二七・〇										上記A 及びB は、関 係図面 に表示 する敷 地の区																			
																														〽三一・〇 〽六・九										〽一七・五 〽六一・九										〽二七・〇																													
																														〽二四・五 〽一二・〇										〽二四・〇 〽一八・〇										〽三〇・〇 〽一一・〇										〽二九・〇										〽四三・〇									

令和二年三月三日

大分県報（告示）

五

県道久木野尾立線		杵築市山香町大字久木野尾字唐川九九七番地先から 杵築市山香町大字久木野尾字丸山一一七九番七地先まで		杵築市山香町大字久木野尾字唐川九九七番地先から 杵築市山香町大字久木野尾字丸山一一七九番七地先まで		杵築市山香町大字久木野尾字唐川九九七番地先から 杵築市山香町大字久木野尾字丸山一一七九番七地先まで		杵築市山香町大字久木野尾字唐川九九七番地先から 杵築市山香町大字久木野尾字丸山一一七九番七地先まで	
後		前		後		前		後	
B		A		B		A		B	
三八・〇 〽 三・八		一七・〇 〽 二・九		三八・〇 〽 三・八		一七・〇 〽 二・九		三一・〇 〽 九・八	
九九一・五		九九七・七		九九一・五		九九七・七		一九八・〇	
分をいう。									

大分県告示第百二十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和二年三月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和二年三月三日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
	日田市前津江町大字大野字宮ノ迫三一九二番三地先から 日田市前津江町大字大野	前 A	メートル 二〇・〇 〽 五・五	メートル 一七二・〇	上記A及びBは、関係図面

県道日田鹿本線		字宮ノ迫三三〇番一地先まで		日田市前津江町大字大野字宮ノ迫三一九二番三から 日田市前津江町大字大野字宮ノ迫三三〇番一まで		日田市前津江町大字大野字宮ノ迫三三〇番一まで		日田市前津江町大字大野字宮ノ迫三三〇番一まで	
後		前		後		前		後	
B		A		B		A		B	
七〇・四 〽 一〇・八		三〇・〇 〽 六・〇		五四・〇 〽 一〇・五		二〇・〇 〽 五・五		一四〇・〇	
九三三・〇		一、六三〇・〇		一四〇・〇		一七二・〇		九三三・〇	
に表示する敷地の区分をいう。									

大分県告示第百三十号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和二年三月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて

令和二年三月三日		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	貞
県道小河内香々地線	豊後高田市夷字三助一二六八番四から 豊後高田市夷字行知弘一二三七番五まで	令二・三・一六	
大分県告示第百三十二号			
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。			
その関係図面は、令和二年三月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。			
令和二年三月三日			
大分県知事 広 瀬 勝 貞			
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	貞
県道中津高田線	宇佐市大字浜高家字浜筋通二二九番五から 宇佐市大字浜高家字東浜筋三〇八番四まで	令二・三・一三	
大分県告示第百三十三号			
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。			
その関係図面は、令和二年三月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。			
令和二年三月三日			
大分県知事 広 瀬 勝 貞			
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	貞
県道山香院内線	宇佐市安心院町笹ヶ平字屋敷三四六番から 宇佐市安心院町笹ヶ平字銚手二七四番三まで	令二・三・三	
県道久木野尾立線	杵築市山香町大字久木野尾字畑ヶ田一二二六番二から 杵築市山香町大字久木野尾字畑ヶ田一二二八	令二・三・五	
大分県告示第百三十四号			
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。			
その関係図面は、令和二年三月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。			
令和二年三月三日			
大分県知事 広 瀬 勝 貞			
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	貞
県道佐伯津久見線	津久見市大字津久見字大道一四七九番二四八 地内 津久見市大字津久見字大道一四七九番二五八 まで		
県道久見野津線	津久見市大字上青江字奥山七〇三六番一から 津久見市大字上青江字奥山七〇三六番四九四 まで		
県道臼杵津久見線	津久見市大字徳浦字勢山八六九番一から 津久見市大字徳浦字福原八一二番まで		
県道四浦日代線	津久見市大字四浦字東六九九六番五から 津久見市大字四浦字東六九九六番二まで 津久見市大字四浦字赤穂租六八二三番三から 津久見市大字四浦字赤穂租六八二一番三まで 津久見市大字四浦字天神ヶ浦五五四番四から 津久見市大字四浦字天神ヶ浦五五四〇番一まで	令二・三・三	
大分県報(告示)			
番四まで			貞

令和二年三月三日

大分県報(告示)

一〇

猪老園 下川	猪老園 上川	桃ノ木 川	(A) 貝塚川	(B) 貝塚川	貝塚下 川	大平川	岡ノ迫 川	裏山上 川(A)
中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
(Blank area for map or additional information)								
裏山上 川(B)	裏山下 川	裏山下 川①	① 中手原	② 小蔵目	② 中手原	奥畑⑩	奥畑⑪	手月①
中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷	中津市 本耶馬 溪町東 谷
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域
土石流	土石流	土石流	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
(Blank area for map or additional information)								

(F) 手月④	(E) 手月④	(D) 手月④	(C) 手月④	(B) 手月④	(A) 手月④	手月③	手月②	
谷 本耶馬 中津市 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域								
壊 地の崩 急傾斜								
別図のとおり								
別図のとおり								

令和二年三月三日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

① 桃の木	③ (D) 川出原	③ (C) 川出原	③ (B) 川出原	③ (A) 川出原	② 川出原	① (B) 川出原	① (A) 川出原	手月⑤
本耶馬 中津市 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	谷 本耶馬 中津市 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域							
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報 (告示)

元木川	伏辺野川(B)	伏辺野川(A)	園田川	久保田川	下岩屋川	迫川	栗木原川	倉谷奥川
中津市 本耶馬 溪町西								
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域								
土石流								
別図の とおり								
別図のとおり								

令和二年三月三日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

中原川	石垣川	田ノ原川	北ノ迫川(B)	北ノ迫川(A)	猪ノ迫川	向尾川第二(B)	向尾川第二(A)	駄場川	
中津市 谷 溪町西 本耶馬	中津市 谷 溪町西 本耶馬	中津市 谷 溪町西 本耶馬	中津市 谷 溪町西 本耶馬	中津市 谷 溪町西 本耶馬	中津市 谷 溪町西 本耶馬	中津市 谷 溪町西 本耶馬	中津市 谷 溪町西 本耶馬	中津市 谷 溪町西 本耶馬	中津市 谷 溪町西 本耶馬
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域								
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報(告示)

(B) 鹿熊①	(A) 鹿熊①	岩屋(C)	岩屋(B)	岩屋(A)	(B) 柚木②	(A) 柚木②
耶馬溪 中津市	大島 町大字 耶馬溪 中津市	平田 町大字 耶馬溪 中津市	平田 町大字 耶馬溪 中津市	平田 町大字 耶馬溪 中津市	字平田 溪町大 市耶馬 ・中津 冠石野 町大字 耶馬溪 中津市	字平田 溪町大 市耶馬 ・中津 冠石野 町大字 耶馬溪 中津市
区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒
急傾斜 地の崩	壊 急傾斜 地の崩	壊 急傾斜 地の崩	壊 急傾斜 地の崩	壊 急傾斜 地の崩	壊 急傾斜 地の崩	壊 急傾斜 地の崩
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和二年三月三日

--	--	--	--	--	--	--

② 新藤野	① 新藤野	灰床	鹿熊②	(B) 柴田③	(A) 柴田③	柴田②	柴田①
大島 町大字 耶馬溪 中津市							
区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒							
壊 急傾斜 地の崩							
別図の とおり							
別図のとおり							

大分県報 (告示)

② 中畑川	高早川	川 豊前坊	川 名田打 ③	① 下笠川	川 ひさげ	西原川	川 山ノ内 ①	岡川
中津市 本耶馬 溪町西								
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流								
別図の とおり								
別図のとおり								
椿川	川 門松川 ・ 桧塚	奥畑川	折野川	① 原田川	原田川	② 下笠川	③ 中畑川	
中津市 本耶馬 溪町東	中津市 本耶馬 溪町東	中津市 本耶馬 溪町東	中津市 本耶馬 溪町西	中津市 本耶馬 溪町西	中津市 本耶馬 溪町西	中津市 本耶馬 溪町西	中津市 本耶馬 溪町西	中津市 本耶馬 溪町西
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域
土石流								
別図の とおり								
別図のとおり								

令和二年三月三日

大分県報 (告示)

令和二年三月三日

大分県報(告示)

一八

川 障子岩	川 桜木上	川 桜木下	扇字川	下川 矢根ノ	川 柿木松	川 岡太郎	下川 岡太郎	
中津市 本耶馬 溪町東	谷・中津市 耶馬溪 町西谷							
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	区域						
土石流								
別図の とおり								
別図のとおり								
上ノ畑	川上(A) 上ノ畑	川上 上ノ畑	小屋の 原川	縞部峠 川(D)	縞部峠 川(C)	縞部峠 川(B)	縞部峠 川(A)	庵ノ迫 川
中津市	中津市 山移 町大字 耶馬溪	中津市 山移 町大字 耶馬溪	中津市 耶馬溪 町大字 川原口	中津市 本耶馬 溪町東	中津市 本耶馬 溪町東	中津市 本耶馬 溪町東	中津市 本耶馬 溪町東	中津市 本耶馬 溪町東
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流								
別図の とおり								
別図のとおり								

(A) 陰平川	富谷川	上ノ川 内川(B)	上ノ川 内川(A)	中村川	両午川	川原口 川②	川原口 川①	川原口 川(B)
中摩 山国町 中津市	中畑 町大字 耶馬溪	中畑 町大字 耶馬溪	中畑 町大字 耶馬溪	川原口 町大字 耶馬溪	川原口 町大字 耶馬溪	川原口 町大字 耶馬溪	川原口 町大字 耶馬溪	山移 町大字 耶馬溪
区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和二年三月三日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

荒神川	落合川	和田ノ 谷川	上戸原 川③	上戸原 川②	下戸原 川	春田川 ②	春田川 ①	陰平川 (B)
町大字 耶馬溪 中津市	町大字 耶馬溪 中津市	町大字 耶馬溪 中津市	町大字 耶馬溪 中津市	町大字 耶馬溪 中津市	町大字 耶馬溪 中津市	中摩 山国町 中津市	中摩 山国町 中津市	中摩 山国町 中津市
区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報(告示)

① 竹ノ元	(B) 山内②	(A) 山内②	山内①	要②	要①(F)	要①(E)	要①(D)	要①(C)
本耶馬 中津市	谷 本耶馬 中津市	谷 本耶馬 中津市	谷 本耶馬 中津市	谷 本耶馬 中津市	谷 本耶馬 中津市	谷 本耶馬 中津市	谷 本耶馬 中津市	谷 本耶馬 中津市
区域及び土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒							
急傾斜地の崩壊								
別図のとおり								
別図のとおり								
③ 割子谷	② 井手脇	①(B) 井手脇	①(A) 井手脇	② 割子谷	① 割子谷	②(B) 竹ノ元	②(A) 竹ノ元	
谷 本耶馬 中津市	谷 本耶馬 中津市	合 本耶馬 中津市	合 本耶馬 中津市	谷 本耶馬 中津市				
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒								
急傾斜地の崩壊								
別図のとおり								
別図のとおり								

令和二年三月三日

大分県報 (告示)

⑥(D) 割子谷 中津市 本耶馬 溪町西	⑥(C) 割子谷 中津市 本耶馬 溪町西	⑥(B) 割子谷 中津市 本耶馬 溪町西	⑥(A) 割子谷 中津市 本耶馬 溪町西	⑤ 割子谷 中津市 本耶馬 溪町西	④(D) 割子谷 中津市 本耶馬 溪町西	④(C) 割子谷 中津市 本耶馬 溪町西	④(B) 割子谷 中津市 本耶馬 溪町西	④(A) 割子谷 中津市 本耶馬 溪町西
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
(Blank space)								
奥畑⑭	奥畑④	奥畑③	椿①	奥畑⑫	奥畑①	芝原	名田打	下笠
中津市	中津市 本耶馬 溪町東	中津市 本耶馬 溪町東	中津市 本耶馬 溪町東	中津市 本耶馬 溪町東	中津市 本耶馬 溪町東	中津市 本耶馬 溪町東	中津市 本耶馬 溪町西	中津市 本耶馬 溪町西
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
(Blank space)								

② 三ヶ村	①(C) 三ヶ村	①(B) 三ヶ村	①(A) 三ヶ村	(B) 奥畑⑱	(A) 奥畑⑱	(B) 奥畑⑥	(A) 奥畑⑥	
谷 本耶馬 中津市 浜町東								
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒								
壊 地の崩 急傾斜								
別図の とおり								
別図のとおり								

令和二年三月三日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

①(A) 上ノ畑	奥畑⑨	奥畑⑧	椿⑥(B)	椿⑥(A)	椿⑤	椿④	椿③	椿②
谷 中津市 本耶馬 浜町東								
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒								
壊 地の崩 急傾斜								
別図の とおり								
別図のとおり								

大分県報 (告示)

朝小野	寺川⑥	寺川⑤	寺川④	寺川③	寺川②	掛地	城野(E)	城野(D)	
中津市	中摩 山国町 中津市	中摩 山国町 中津市							
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域							
急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜							
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和二年三月三日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(B) 古屋敷	(A) 古屋敷	矢形処	赤松②	赤松①	東	堤	(B) 朝小野	(A)	
中畑 町大字 耶馬溪	中畑 町大字 耶馬溪	大野 町大字 耶馬溪	大野 町大字 耶馬溪	大野 町大字 耶馬溪	中摩 山国町 中津市	中摩 山国町 中津市	中摩 山国町 中津市	中摩 山国町 中津市	中摩 山国町 中津市
区域 災害特別警戒									
壊 地の崩 急傾斜									
別図の とおり									
別図のとおり									

大分県報 (告示)

北袖木	中津市 耶馬溪 町大字 大野	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
宇部	中津市 耶馬溪 町大字 栃木・ 中津市 耶馬溪 町大字 中畑	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
両宮	中津市 山国町 中摩	土砂災害警戒 区域	地滑り	別図の とおり	別図のとおり

○監査委員告示

大分県監査委員告示第一号

大分県監査委員監査基準を次のように定める。

令和二年三月三日

大分県監査委員監査基準

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 実施基準（第五条―第十三条）
- 第三章 報告等の基準（第十四条―第十九条）
- 第四章 雑則（第二十条・第二十一条）

第一章 総則

大分県監査委員 首 藤 博 文
 大分県監査委員 長 野 恭 子
 大分県監査委員 三 浦 正 臣
 大分県監査委員 小 嶋 秀 行

（目的）

第一条 この基準は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百九十八条の四第一項の規定により、大分県監査委員（以下「監査委員」という。）が法令の規定により行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定め、もって、大分県（以下「県」という。）の事務の執行、県の経営に係る事業の管理等について、法令等に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（服務）

第二条 監査委員は、法令及び大分県監査委員条例（昭和三十九年大分県条例第十三号）の規定並びにこの基準に従い、常に厳正かつ公正不偏の態度を保持し、その職責上必要とされる注意を払って監査等をするものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告（これに添える意見を含む。）若しくは検査の結果に関する報告を提出し、監査の結果に関する報告に係る勧告をし、又は審査の意見を提出する前に、これらの内容を他に漏らしてはならない。監査委員でなくなった後においても、同様とする。

3 前二項の規定は、監査等の事務を補助する監査委員事務局の職員（以下「補助職員」という。）について準用する。この場合において、第一項中「監査委員は、」とあるのは「補助職員は、」と、前項中「監査委員は、」とあるのは「補助職員は、監査委員が」と、「監査委員で」とあるのは「補助職員で」と読み替えるものとする。

第三条 監査委員は、その職務を遂行するため、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する専門知識の蓄積を図り、自らの能力の向上に努めるものとする。

2 監査委員は、その性質上監査委員が自ら実施する必要があるものを除き、この基準に定める監査等の手続の一部を補助職員に行わせることができる。

3 監査委員は、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために、補助職員に対し、適切に指揮及び監督をし、並びに必要な研修を受けさせるものとする。

（文書の作成）

第四条 監査委員は、監査等の計画、監査等の内容、判断の過程、監査等の証拠及び監査等の結果その他の監査委員が必要と認める事項について文書を作成し、保存するものとする。

第二章 実施基準

（本章及び次章の規定を適用する監査等）

第五条 本章及び次章の規定を適用する監査等（以下本章及び次章において単に「監査等」という。）の種類は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

一 財務監査（法第九十九条第一項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

二 行政監査（法第九十九条第二項） 事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

三 財政的援助団体等監査（法第九十九条第七項） 県が財政的援助を与えている団体並びに県が出資し又は支払保証を与えている団体、県が受益権を有する不動産信託の受託者及び県が公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助又は出資等に係るものが、当該財政的援助又は出資等の目的に従い、適正に行われているかどうかを監査すること。

四 決算審査
イ 歳入歳出決算審査（法第二百三十三条第二項） 決算書その他決算関係書類の計数を確認し、予算が適正かつ効率的に執行されているか審査すること。

ロ 企業会計決算審査（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「地公企法」という。）第三十条第二項） 決算書その他決算関係書類の計数を確認し、それらが経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、経営活動は経済性の発揮及び公共性の確保がなされているか審査すること。

五 例月出納検査（法第二百三十五条の二第一項） 会計管理者、病院局長及び企業局長から提出された検査資料に基づき、毎月の計数を確認し現金の出納事務が適正に行われているか、県の財政収支の動態はどうか検査すること。

六 基金運用状況審査（法第二百四十一条第五項） 基金運用状況書その他関係諸表の計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に従い、適正かつ効率的に行われているかどうか審査すること。

七 健全化判断比率等審査
イ 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第三条第一項） 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、当該比率が適正に算定されているかを審査すること。

ロ 資金不足比率審査（健全化法第二十二条第一項） 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、当該比率が適正に算定されているかを審査すること。

八 内部統制評価報告書審査（法第五十条第五項） 内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるとかの判断が適切に行われているか審査すること。

（監査等年間計画）
第六条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等年間計画を策定するものとする。

2 監査等年間計画には、監査等の種類ごとに、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。
3 監査委員は、監査等年間計画を策定したときは、これを適宜の方法により公にするよう努めるものとする。

4 監査委員は、監査等年間計画の前提として把握した事実若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査等年間計画を修正するものとする。

（リスクの識別と対応）
第七条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。本条及び次条第二項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

（内部統制に依拠した監査等）
第八条 前条のリスクの内容及び程度を検討し、内部統制の整備状況及び運用状況に基づいて行うものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（監査等の証拠の入手）
第九条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事実若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等

の証拠を入手するものとする。

（指導的機能の發揮）

第十条 監査委員は、監査等を実施する過程において、正確性・合規性の不備や内部統制の重大な不備などを発見したときは、必要に応じて是正又は改善を行うよう指導助言等を行い、指導的機能を發揮するよう努めるものとする。

（各種の監査等の連携及び調整）

第十一条 監査委員は、各種の監査等が効率的・効果的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

（監査専門委員等の活用）

第十二条 監査委員は、情報通信技術、建築、環境その他の専門性が求められる分野について、必要に応じて監査専門委員等に、必要な事項を調査させることができる。

（包括外部監査人との連携及び調整）

第十三条 監査委員は、監査等の実施に当たり、包括外部監査人との間で相互に連携を図るとともに、それぞれの監査等の実施に支障を来さないよう、必要に応じ調整を図るものとする。

第三章 報告等の基準

（監査の結果に関する報告）

第十四条 監査委員は、法第九十九条第九項の規定により、財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、法第九十九条第十項前段及び同条第十一項の規定に基づき、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができることに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査の結果に関する報告には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 この基準に準拠している旨
- 二 監査の種類
- 三 監査対象
- 四 監査対象機関名
- 五 監査を実施した期日又は期間
- 六 監査の主眼
- 七 監査の実施内容

八 監査の結果

九 その他監査委員が必要と認める事項

4 前項第八号の監査の結果には、次の各号に掲げる監査の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる旨又は認められない旨並びに是正又は改善を求める事項の有無及びその内容を記載するものとする。

一 財務監査 前項第一号から第七号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

二 行政監査 前項第一号から第七号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

三 財政的援助団体等監査 前項第一号から第七号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

（公表）

第十五条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

一 監査の結果に関する報告の内容

二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

（検査の結果に関する報告）

第十六条 監査委員は、法第二百三十五条の二第三項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。

2 検査の結果に関する報告には、この基準に準拠して検査を行った旨、検査年月日、検査の対象（対象時点の年月日及び会計名又は基金名）、検査の主眼並びにその他必要な事項及び検査の結果を記載するものとする。

3 検査の結果として記載する事項は、重要な点において前項の記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていることが認められる旨又は認められない旨及びその理由とする。

（審査の結果）

第十七条 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

2 決算審査に係る意見には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

一 審査の概要（この基準に準拠している旨、審査の対象、審査の方法及び審査の主眼並びにその他必要な事項）

二 審査の結果（前号の記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められる旨又は認められない旨並びに予算の執行、収入支出及び財産に係る事務が適正に処理されていることが認められる旨又は認められない旨）

三 意見（今後予算の執行、収入支出及び財産に係る事務を処理する上で留意する必要があると監査委員が認める事項の内容並びに是正又は改善を要する事実及び当該是正又は改善に係る監査委員の意見の内容）

四 決算の概要その他決算審査に係る意見の内容の理解の促進に資する事項

3 基金運用状況審査に係る意見には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

一 審査の概要（この基準に準拠している旨、審査の対象、審査の方法及び審査の主眼並びにその他必要な事項）

二 審査の結果（前号の記載事項のとおり審査した限りにおいて、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていることが認められる旨又は認められない旨）

三 意見（今後基金の適正かつ効率的な運用及び有効な活用をする上で留意する必要があると監査委員が認める事項の内容並びに是正又は改善を要する事実及び当該是正又は改善に係る監査委員の意見の内容）

4 基金の運用状況その他基金運用状況審査に係る意見の内容の理解の促進に資する事項
健全化判断比率等審査に係る意見には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

一 審査の概要（この基準に準拠している旨、審査の対象、審査の方法及び審査の主眼並びにその他必要な事項）

二 審査の結果（健全化判断比率審査にあつては前号の記載事項のとおり審査した限りにおいて健全化判断比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合しかつ正確であることが認められる旨又は認められない旨、資金不足比率審査にあつては同号の記載事項のとおり審査した限りにおいて資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合しかつ正確であることが認められる旨又は認められない旨）

三 意見（健全化判断比率審査にあつては県の財政の健全性に関し留意する必要があると監査委員が認める事項の内容並びに是正又は改善を要する事実及び当該是正又は改善に

係る監査委員の意見の内容、資金不足比率審査にあつては県の公営企業の経営の健全性に関し留意する必要があると監査委員が認める事項の内容及び是正又は改善を要する事実及び当該是正又は改善に係る監査委員の意見の内容）

4 健全化判断比率の状況その他健全化判断比率審査に係る意見の内容の理解の促進に資する事項又は資金不足比率の状況その他資金不足比率審査に係る意見の内容の理解の促進に資する事項

5 内部統制評価報告書審査に係る意見には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

一 審査の概要（この基準に準拠している旨、審査の対象、審査の方法及び審査の主眼並びにその他必要な事項）

二 審査の結果（知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証検討を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められる旨又は認められない旨）

三 内部統制の重大な不備

四 意見（県の内部統制の有効性に関し留意する必要があると監査委員が認める事項の内容、並びに是正又は改善を要する事実及び当該是正又は改善に係る監査委員の意見の内容）

五 その他内部統制評価報告書審査に係る意見の内容の理解の促進に資する事項

6 内部統制評価報告書審査について、評価結果に係る記載の審査の対象から除外した事項又は部分があるときは、前項第二号に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項又は部分について記載した上で、当該事項又は部分を除外した範囲での限定的なものとして、前項の評価結果に係る審査の結果としての記載をするものとする。

7 監査委員は、知事が内部統制対象事務に係る内部統制は有効に整備され及び運用されていると評価している場合において、評価基準日における整備上の重大な不備とすべきもの又は評価対象期間における運用上の重大な不備とすべきものがあると認められるときは、評価結果に係る記載は相当であるとは認められない旨を審査の結果として記載するものとする。

8 第五項第三号の内部統制の重大な不備の記載は、次の各号に掲げる場合において、当該

各号に定めるところにより記載するものとする。

一 内部統制評価報告書に県の内部統制対象事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備されていない又は評価対象期間において有効に運用されていないと記載されている場合において評価結果に係る記載は相当であることが認められる旨を審査の結果として記載する場合 評価基準日において整備上の重大な不備がある旨又は評価対象期間において運用上の重大な不備がある旨を記載する。

二 内部統制評価報告書に評価の過程で発見された整備上の重大な不備について評価基準日までには是正したとして当該不備に係る内部統制は有効であると記載されている場合において評価結果に係る記載は相当であることが認められる旨を審査の結果として記載する場合 当該不備が是正されている旨の記載をする。

（合議）

第十八条 次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

一 監査の結果に関する報告の決定、監査の結果に関する報告に添える意見の決定及び監査の結果に関する報告に係る勧告の決定（法第九十九条第十二項）

二 決算審査に係る意見の決定（法第二百三十三条第四項・地公企法第三十条第五項）

三 基金運用状況審査に係る意見の決定（法第二百四十一条第六項）

四 健全化判断比率等審査に係る意見の決定（健全化法第三条第二項（第二十二条第三項）において準用する場合を含む。）

五 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定（法第五十条第七項）

2 監査委員は、法第九十九条第十三項の規定により、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

3 監査委員は、前条の意見について、各監査委員の意見が一致しないことにより、合議により決定することができない事項がある場合には、当該事項を除外した上で、合議により意見の決定をするものとする。

（措置状況の公表等）

第十九条 監査委員は、法第九十九条第十四項前段の規定により監査の結果に関する報告を提出した者から当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の内容の通知を受けたときは、同項後段の規定により、当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、法第九十九条第十五項前段の規定により監査の結果に関する報告に係る

勧告を受けた者から当該勧告に基づき講じた措置の内容の通知を受けたときは、同項後段の規定により、当該措置の内容を公表するものとする。

3 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

第四章 雑則

（第二章及び前章の規定を適用しない監査等）

第二十条 監査委員は、第二章及び前章の規定を適用しない監査等については、関係法令及び大分県監査委員条例の定めるところにより、適切にこれらを実施し、及びその結果等の報告等をするものとする。

（委任）

第二十一条 この基準に定めるもののほか、監査等の実施に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

附則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量の実施について通知があつた。

令和二年三月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（三級水準測量）

二 作業の地域

宇佐市安心院町松本地内

三 作業の期間

令和元年六月二十八日から令和二年三月十三日まで

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり九州農政局西国東海岸保全事業所長から公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和二年三月三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 作業の種類

公共測量（基準点測量、路線測量、現地測量）

二 作業の地域

豊後高田市呉崎地内

三 作業の終了日

令和二年一月十四日

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、次のとおり令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験を実施する。

令和二年三月三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 試験の期日及び時間

1 学科の試験

二級建築士試験 令和二年七月五日（日）

木造建築士試験 令和二年七月十二日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

2 設計製図の試験

二級建築士試験 令和二年九月十三日（日）

木造建築士試験 令和二年十月十一日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験の場所

二級建築士

学科の試験 大分県立芸術文化短期大学

大分市上野丘東一―一

設計製図の試験 大分県立芸術文化短期大学

大分市上野丘東一―一

木造建築士

学科の試験 大分県立芸術文化短期大学

大分市上野丘東一―一

設計製図の試験 大分県立芸術文化短期大学

大分市上野丘東一―一

三 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

(一) 受験申込受付期間

令和二年三月二十五日（水）から同月三十一日（火）まで

(二) 受験申込方法及び郵送

次の宛先（締切日の消印があるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送すること。

〒一〇二―〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三―六 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に二級・木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込受付期間及び受付時間

令和二年四月十三日（月）から同月二十日（月）まで

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて、必要事項を入力し申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込受付期間及び受付時間

令和二年四月九日（木）から同月十三日（月）まで（日曜日及び土曜日を含む。）

午前十時から午後五時まで

(二) 受験申込受付場所

大分市城崎町一丁目三番三十一号 富士火災大分ビル三階

公益社団法人大分県建築士会

(三) 受験申込方法

受験申込書は、「(二) 受験申込受付場所」に直接提出すること。

四 合格者の発表

令和二年十二月三日（木）（予定）

なお、学科の試験については、二級建築士試験は令和二年八月二十五日（火）（予定）、木造建築士試験は同年九月八日（火）（予定）に発表する。

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、令和二年六月十日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaenic.or.jp/>）において公表する。

2 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ

受験申込時にその旨を申し出ること。

令和二年三月三日

大分県報（公告）